### 公募型プロポーザルに係る手続開始の公告

次のとおり大分県立屋内スポーツ施設基本設計委託について、公募型プロポーザルを実施するので 公告する。

平成27年9月1日

大分県知事 広瀬 勝貞

### 1 目的

大分県立屋内スポーツ施設(仮称)の建設にあたり、基本設計の業務委託について、豊かな想像力・設計能力を有する設計者を求めるため、本プロポーザルを実施するものである。

### 2 設計者選定の概要

(1) 主催者及び事務局

ア 主催者 大分県

イ 事務局 大分県教育委員会体育保健課

住 所 〒870-8503 大分県大分市府内町3丁目10番1号

電 話 097-506-5645 ファックス 097-506-1866

ホームページ http://kyouiku.oita-ed.jp/taiku/index.html

電子メールアドレス a31600@pref.oita.lg.jp

## (2) 大分県立屋内スポーツ施設設計者選定委員会

設計者の選定は、次に掲げる委員により構成される大分県立屋内スポーツ施設設計者選定 委員会(以下、「選定委員会」という。)が行う。

委員長 工藤 利明 (県教育委員会教育長)

副委員長 谷口 勇一 (大分大学教育福祉科学部 教授)

委員 加藤 寛章 (県体育協会事務局長)

菊池 健児 (大分大学工学部 教授)

島岡 成治 (日本文理大学工学部 教授)

住吉 大輔 (九州大学人間環境学研究院都市・建築学部門 准教授)

松本 悠輝 (松本内科循環器科クリニック院長)

# (3) 選定方式

本設計者選定は、公募型2段階プロポーザル方式で行う。

第1次審査では、「提出図書」を基に第2次審査に進む応募者を5者程度選定する。

第2次審査では、プレゼンテーションとヒアリングを行い、最優秀者及び次点者を選定する。

なお、審査の概略については、大分県立屋内スポーツ施設設計者選定実施要領による。

### 3 応募資格等

(1) 応募資格 応募資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 応募者が、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士の資格

を有すること。

- ウ 応募者が代表し、又は所属する事務所(以下「所属事務所」という。)が、建築士法第23 条第1項に規定する一級建築士事務所として登録を受けていること。
- エ 所属事務所が、本設計者選定の公告の日から設計委託契約の前日までの間に大分県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- オ 所属事務所が、公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- カ 所属事務所が、破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法 (平成14年法律第154号)の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11 年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- キ 応募者が、建築設計の主任技術者(※)として5年以上の実務経験を備え、かつ、建築設計の責任者として新築工事又は増築工事の設計業務の実績を有すること。
  - ※ 主任技術者とは、総括責任者、意匠担当主任技術者又は所属事務所の管理建築士がこれ らと同等と認める者とする。なお、管理建築士とは、建築士法第24条第2項に規定する 建築士とする。
- ク 応募者が、総括責任者(※)(管理技術者(※))として従事できること。
  - ※ 総括責任者とは、本プロポーザル及び本設計業務における責任者とします。
  - ※ 管理技術者とは、大分県建築設計業務等委託契約約款第十五条で規定する者とします。
- ケ 所属事務所が、応募者とは別に一級建築士である照査技術者(※)を配置できること。
  - ※ 照査技術者とは、大分県建築設計業務等委託契約約款第十六条で規定する者とします。
- コ 第1次審査通過者の所属事務所が大分県競争参加入札資格を有していない場合、同等の資格を有していることを確認するため必要書類の提出を求めるので応じること。

## (2) 応募に対する制限

- ア 所属事務所からの応募は1名のみとする。また、応募者が代表し、又は所属する企業からの複数の応募は認めない。したがって、企業が支店ごとに建築士事務所を登録していても、 応募者は代表する1名とし、本店又は支店を区別して応募することはできない。また、参加 表明書及び提案書の提出は1名につき1点とする。
- イ 総括責任者(管理技術者)は1名とする。
- ウ 所属事務所が共同企業体を構成することは可とするが、その場合、共同企業体の各構成員は、本プロポーザルに単独で参加する応募者の所属事務所又は他の共同企業体の構成員となることはできない。なお、共同企業体を構成する場合は、参加表明書に協定書の写しを添付すること。
- エ 所属事務所が協力事務所と協働する体制は可とするが、その協力事務所の所属建築士は、 自ら応募者となることはできない。また、建築意匠分野における協力事務所に限り、複数の 応募者の協力事務所となることはできない。(応募に当たっては、協力事務所が他の応募者 の協力事務所となっていないことを確認の上、応募すること。)
- オ 次に掲げる者は、本設計者選定に応募することはできない。
  - (ア) 選定委員会の委員及びその家族
  - (イ) 選定委員会の委員及びその家族が主宰し、又は役員若しくは顧問に就任している営利団体に属する者
  - (ウ) 選定委員会の委員が大学に所属する場合においては、当該委員の研究室に現に所属 する者
  - (エ) 主催者の組織に所属する者

### 4 手続等

- (1) 実施要領及び参加表明書等の様式の交付期間等
  - ア 交付期間

平成27年9月1日(火)~9月11日(金)(土曜日及び日曜日を除く。) 交付時間は午前9時から午後5時まで

- イ 交付場所
  - 上記2. (1) イの事務局 (CD-Rを持参すること。)
- ウ 上記資料は、大分県教育委員会体育保健課ホームページからも入手可能。 ホームページ http://kyouiku.oita-ed.jp/taiku/index.html
- (2) 現地説明会の開催
  - ア 開催日時

平成27年9月15日(火)午前10時30分及び同日午後2時からの2回開催

- (3) 参加表明書の提出期限と受付番号の通知
  - ア 提出期限 平成27年9月11日(金)午後5時(事務局必着)
  - イ 提出場所 上記2.(1)イの事務局
  - ウ 提出方法 持参又は書留等受取が確認できる方法
  - エ 受付番号 参加表明書を提出した応募者には、事務局から電子メールで受付番号を通知 する。
- (4) 提出図書
  - ア 提出期限 平成27年10月19日(月)午後5時(事務局必着)
  - イ 提出場所 上記2.(1)イの事務局
  - ウ 提出方法 持参又は書留等受取が確認できる方法
- 5 審査
  - (1) 第1次審査

平成27年11月8日(日)(予定)

(2) 第2次審査

平成27年11月22日(日)(予定)

- 6 その他
  - (1) 手続において使用する言語及び通貨:日本語及び日本円
  - (2) 詳細は大分県立屋内スポーツ施設設計者選定実施要領による。
- 7 業務内容

(1) 委託業務名 大分県立屋内スポーツ施設基本設計委託

(2)業務内容 基本設計

(3) 履行期限 平成28年3月末(予定)

(4) 設計委託料 約25,000千円 (消費税及び地方消費税を含む)

(5) 委託業務契約書作成の要否 要